

教育問題審議会 学校教育部会 最終答申(案)

本市における今後の学校教育のあり方について

はじめに	1
1. 学ぶ喜びを育む学校づくり	4
1.1 世界と自分の未来を拓く学力の向上	4
【現状】	4
【具体的課題】	4
1.2 0歳から18歳の育ちを支える一体的な学校教育環境づくり	6
【現状】	6
【具体的課題】	7
1.3 時代の変化にのまれない豊かな人間性と社会性の育成	8
【現状】	8
【具体的課題】	10
1.4 健康な生活を維持できる能力の育成と環境づくり	12
【現状】	12
【具体的課題】	13
2. 開かれた学校づくり	14
【現状】	14
【具体的課題】	15
3. 学校規模の適正化と施設設備の整備について	17
3.1 学校規模の適正化について	17
【学校規模の適否の状況】	17
【適正化の対象認定】	18
【学校規模適正化のための原則】	19
【学校規模適正化の具体的課題】	21
3.2 施設設備の整備について	24
【現状】	24
【具体的課題】	24

はじめに

本章は、諮問の第2項である「本市における今後の学校教育のあり方について」について答えるものである。諮問は学校教育を生涯学習の基礎と位置付け、「いじめ、不登校、学級崩壊、少年非行など早急に解決を図るべき課題が多発していることに加え、国際化、科学技術や情報化の進展、少子高齢化、環境問題など社会の変化」という状況の中で学校教育が「豊かな個性や社会性、人権尊重の精神、基礎学力、すこやかな体、自らが主体的に学習する意思と態度を育てる」という人間形成の重要な役割を果たすために、何が必要かを、(1)開かれた学校づくりについて(2)学校規模の適正化と施設設備の整備について(3)学ぶ喜びを育む学校づくりについて、という三つの領域で問うものであった。

また、諮問文は、なお残る部落差別をはじめとする差別事象について、「すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重される社会をつくるため、その基礎となる教育の果たす役割は重要である」とし、学校教育における人権教育のあり方についても課題を提起している。

本答申では、学校教育の設置目的に即して、まず「学ぶ喜びを育む学校づくり」の領域において学校教育の理念を確認し、ついで「開かれた学校づくりについて」という、学校教育をめぐるコミュニティづくりの課題を提示し、これらの理念と課題を前提として「学校規模の適正化と施設設備の整備」について答える。

ところで、当審議会開催中の2005年2月から連続的に発生した部落差別事象は、「学校規模の適正化と施設設備の整備」についての審議に関わって発生したものであり、本章の記述に先立ってこの差別事象に関して言及しておきたい。

2005年2月に教育問題審議会において発表された泉南市内の校区再編案に対して樽井区役員が中心となって樽井区住民による反対運動が組織され、この反対運動の経過の中で、教育委員会に対し、同和地区を有する校区になることに反対する意見を述べる匿名の電話があり、また、専門部会の傍聴者がその「感想」として提出した意見書・審議会に提出された嘆願書の意見欄にも同趣旨の差別的な意見が多数含まれていることが発見された。これらの差別事象には同和地区に対する差別意識がみられ、明確な部落差別事象であるとともに、同和地区や同和地区を有する校区に対する忌避意識があり土地差別事象である。当審議会として、このような差別行為に強く抗議する。偏見に基づいて差別するという行為は、よりよいまちづくり、学校づくりに向けた住民間の連携を損なう大きな足かせとなる極めて重要な問題である。これまでの泉南市内における同和行政・人権行政のあり方、市民団体の育成と協働、また、学校における同和教育・人権教育のあり方、推進体制など市長部局および教育委員会を含め、総合的な見直しが必要である。

他方、これらの差別事象は当審議会の運営経過の中で発生したものであり、泉南市民の間に存在する差別意識について当審議会が十分に把握・認識できておらず、結果として具体的な対応策をとらなかったこと、また、背景に土地差別問題や組織的な校区再編反対運動

があり、差別意識が同和地区住民に対して直接的で攻撃的なかたちで現れる事態となった。その意味で、当審議会はこれらの差別事象に対して重い責任を有しており、今回の差別事象において人権を侵害された同和地区住民のみなさんに深くお詫び申し上げますなければならない。

今回の差別事象に典型的に現れた同和地区に対する排除の意識は、封建社会において、政治、社会等の諸要因によって形成されてきた身分制度のなかでうまれた意識を核としている。そのような意識が、明治の学制発布当初から、国民皆教育へと移行する近代学校教育制度整備の過程のなかで、校区編成をめぐって同和地区に対する差別感情として頻繁に現れてきた歴史的経緯がある。大阪府教育委員会などの教育政策においても同和教育の推進の他、同和地区を校区に有する学校へ子どもを通わせず、指定された校区ではない他の校区へ子どもを通わせる「越境通学」問題などへの対策に大きな努力を傾けた。教育・保育にとどまらず、長い差別撤廃のための運動や取り組み、とりわけ1969年の同和対策事業特別措置法の制定による同和対策は、総合対策であり、生活、福祉、産業、労働、住宅、環境など様々な領域で行われてきた。

特別措置による同和事業により、かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善されたとして、同和対策に関する国の特別措置に関する法律は、2002年に終了した。しかしながら、2001年の大阪府同和対策審議会答申に示されているように進学・中退問題などの教育の課題、失業率の高さ、不安定就労など労働の課題等が残されていることに加え、府民の部落差別意識の解消が十分に進んでおらず差別事象も跡を絶たないことから一般施策としてのさらなる同和行政・人権行政の積極的推進が提示されている。ところがこのたびの差別事象の生起は、泉南市における差別意識が特別措置としての同和対策事業実施以前の旧態依然たる状況にとどまっていることを示すものであって、なぜこうした差別が温存されてきたのかについて痛切な反省と考察が必要である。これまでの同和行政・人権行政が総合行政として全庁的に推進されてきたのか、市民社会における人権啓発や周辺地域と一体となったコミュニティづくりなどが実効性あるものとして推進されてきたのか十分に検証され、新たな施策展開が構築される必要がある。一方、学校教育における部落問題をはじめとする人権問題に関する学習の内容や方法、人間関係づくり、集団づくり、人格の形成に関する教育がどのようなものであったのかがあらためて見直されなければならない。そしてその反省の上にならば、市内すべての校園所における人権教育の基本的な政策を確立し、各校園所は泉南市のまちづくりと協働して人権教育を推進すべきである。

今回の差別事象のもう一つの特徴は、同和地区の土地価格が周辺地域と比較して低く評価されるという土地差別の問題でもある点である。土地・建物の開発や販売に関わって、業界では依然として同和地区に対する偏見が根深く存在しているばかりか一部業者の中には電話で行政に同和地区及び学校区について問い合わせたり、売買時に同和地区について公言するなど公然と差別行為が繰り返されているという差別的な商慣行の実態が、大阪府・関係業界による「宅地建物取引業者に関する人権問題調査」によって明らかになって

いる。そうした実態が市民の間に根強く残る差別意識や忌避意識を助長する結果を招き、その矛先を同和地区住民に向けることで、今回の差別事象につながった側面がある。他方、今回の差別事象に見るような住民の差別的言動や態度が、業界に存在する偏見をさらに深めるといふ悪循環に繋がっていると考えられる。泉南市の土地はすべての泉南市民の資産であり、その資産価値を高めることはすべての泉南市民の共同の責務であり、泉南市民自身が土地差別に囚われていたのでは資産価値は守るべくもない。泉南市に限らず土地差別事象は生起しているにもかかわらずその認識が欠落していたことが今回の差別事象を生む背景になっており、泉南市は、こうした土地差別問題を解決するために業者への啓発や社会的規範の確立、規制の検討など土地差別問題を同和・人権行政及び教育行政に係る基本文書に明確に位置付けられるとともに人権施策推進に係る適正な行政評価が行われる必要がある。

今回の差別事象を受けて当審議会が直面するもっとも大きな困難は、土地差別、住民の差別意識、そして校区問題が密接不可分のものであるにも関わらず、これらの問題に対して教育委員会が関与できる範囲が限られていることである。教育委員会の施策のみをいくら改善したところで、他の部局や市民活動と有機的な連携がなされ、総合的なまちづくりの施策と行動がなされなければ、差別の解消は困難である。教育とまちづくりはそれぞれに独自性を持ちながらも、市民生活の実態から見れば一体的なものであるべきであり、差別事象の克服においてはその一体性がより強く求められているものとする。今後、泉南市において、人権施策に関する行政、市民組織のすべてに関わる総合的な計画が立案されることが望まれる。

泉南市民の間に差別と分断があることは、すべての市民にとって不幸なことである。まちづくりは平等で自由な人間関係にあり、市民一人ひとりの個性と能力が十分に活かされてはじめて発展するものと言える。差別の存在は、人間という泉南市のもっとも重要な資源を台無しにする。封建的身分制度や民族、性など、私たちの生活や歴史が生み出してきた様々な壁を乗り越えて、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし地域社会と一体となった豊かな人間関係をつくることこそ、すべての泉南市民がその共通の利益を高めるもっとも重要な基盤である。本答申が、泉南市の豊かな地域コミュニティづくりの契機となることを期待している。

1. 学ぶ喜びを育む学校づくり

1.1 世界と自分の未来を拓く学力の向上

【現状】

産業構造および経済状況の変化によって雇用情勢は大きく変化し、新規高卒・大卒の3 - 4割がフリーターになっているなど、経験と能力において十分ではない若者が労働市場から排除されている。多くの実証的研究が示すように、学力の形成や進路選択には保護者の学歴や収入などの階層的条件、差別や社会的に不利な状況におかれているマイノリティの問題などが影響を及ぼしているが、近年の経済および就労事情の悪化により較差は一層広がっている。公教育は、すべての子どもたちが成人後に経済的、文化的、政治的に十分に社会参加ができるよう、社会に参加するための基礎学力を保障しなければならない。しかし現実には、義務教育の段階ですでに多くの子どもたちが本人の能力や努力に関係ないところで、困難に直面している。すべての子どもの学力を保障し、階層や文化的背景、マジョリティ・マイノリティの別による学力・進路の較差を生まない「効果のある学校」をめざして、学校改善がなされなければならない。

その一方で、物質的な豊かさの中を生きる子どもたちは、目先の娯楽と消費に埋没し、主体的な人生展望を見失いがちである。地域における人間関係も希薄化し、子どもが切磋琢磨する環境が貧しくなっている。学校、家庭およびそれを取りまく社会も、なんのために人間は学ばなければならないのかについて価値観を子どもたちに十分に提示できていない。このような状況の中で、全般的な学習意欲と学力の低下が進行し、かつ、家庭背景による学力較差が拡大している。上記でも触れた、いわゆる「社会全体における階層間較差」と呼ばれる状況は、とりわけ同和地区において顕著に現れ、状況は、子どもたちの将来の社会生活を困難にするばかりでなく、これらの子どもたちが将来に持つ家庭の生活を不安定なものにし、ひいては地域や社会全体の沈滞化に影響を与えかねない。

こうした状況の中で、学校教育に不安や不信感を抱く家庭や保護者の信頼を得るためには、教育委員会や学校、および個々の教職員が学力をはじめとする学校教育活動に関し十分に説明責任を果たし、学校・地域・家庭の三者連携をめざす、すこやかネットにおいても、情報を市民の隅々に届ける工夫やイベント開催にとどまらない日常的な子どもについての対話を続けることが必要である。情報の透明性を確保し、すこやかネット等のしくみを活性化させ、保護者・市民との対話と信頼関係を醸成することが課題となっている。

【具体的課題】

1.1.1 すべての子どもの基礎学力を保障する安心できる学校づくり

学年ごとに到達すべき学力水準を定め、すべての子どもがこの水準に達することをめざす。その際、知識の獲得はもちろん、子どもたちが学ぶ喜びを感じながら目標を達成できるよう指導方法の工夫に努める。また、障害のある子どもたちをはじめ学力課

題や生活課題を抱え、支援を必要とする子どもたちに対しては、柔軟に対応するとともに、一人ひとりの発達段階や状況にあった到達目標を設定する。

安全管理に基づいた「安心」も必要であるが、学校の主役である子どもが「安心」できる環境をつくる必要がある。子どもにとっては一日の大半を学級集団の中で過ごすわけで「安心して自分を受け止めてもらえる場」「わからないことはわからないと安心して言える場」「なかまどうし学びあえる場」といった子どもが主役の学校づくり、集団づくりを目指す。

教育委員会は泉南市全体の基礎学力保障の成果と課題についての情報を保護者および市民に対して公表する。

学校が、家庭の経済的背景、文化的背景あるいはマジョリティ・マイノリティの別による学力・進路の較差を生じさせていないかどうかを確認するために、教育委員会および学校は保護者の協力を得ながら定期的な実態把握を行う。

学校は保護者に対して基礎学力保障の成果と課題、家庭への要望についてPTAを通じて年に複数回報告するとともに、保護者から意見を聴いて授業づくりにフィードバックする。また学校協議会でも基礎学力保障の成果と課題を報告し、協議員の意見を授業づくりに反映させる。

担任は学期末の懇談において個々の子どもの到達状況を家庭に伝えるとともに、子ども及び家庭の状況に応じ、努力してほしい点についても積極的に伝える。

授業のすすめ方と家庭学習のあり方について担任と保護者が意見交換できる場を年に複数回設け、よりよい授業づくりと家庭学習の定着をはかる。

学校教育自己診断を毎年実施し、管理職、教職員は学力保障の達成のためにその職責をまっとうしているかどうか、特に重要な貢献をなしたかどうかについての評価を行い、より確実な学力保障のために今後の目標と課題を明らかにする。

前項の結果についてプライバシーに配慮しながら保護者および学校協議会に公開することによって保護者や協議員の自己診断の有用性や成果について判断をあおぐ。

学校教育自己診断を活用した学校改善の成果を見極めながら、第三者評価の導入を検討する。

1.1.2 より高い、より個性的な能力の育成をめざす魅力ある学校づくり

基礎学力の保障を前提とし、すべての子どもがその個性と将来像に応じてより高い能力を身につけられるよう、恒常的にカリキュラムと授業の改善、刷新、工夫に取り組む。

物質的な豊かさを偏重してきたこれまでの日本社会、人間社会のあり方と、個人としてその豊かさを享受することが学ぶことの意味であることを強調してきたこれまでの教育文化を見直し、新しい学びの価値観を創造する。家庭、地域との連携をはかりながら、人権、平和、環境が守られる社会づくりを土台とする新しい学びの価値観を創

造する。

総合的な学習および課外活動の時間を有効に活用し、市民や保護者、NPO/NGOなど外部との連携を強化し、学校として個性のある教育内容の開発に努める。

1.1.3 恒常的な学力・生活実態の把握

小1から中3まで、泉南市独自の学力・生活実態調査を恒常的に実施する。

学力動向について経年変化を分析し、学力向上施策を継続的に刷新する。また、学校ごとの学力動向を分析し、学校ごとの課題および教育委員会としての学校サポートの課題を継続的に明らかにする。具体的には、調査結果を踏まえ、それぞれの学校における問題点とその原因を教育委員会と学校との協働で分析し、その改善方策を含めた報告を保護者に対して行う。

子どもの生活環境や心理状況（自己概念など）を把握し、その動向についても経年変化の分析を行い、子どもの生活と心の健康をつくるための課題を明らかにする。特に、学力課題・生活課題を持つ子どもたちについて、継続・系統的に実態把握に努め、課題解決のための方策を見出し、支援に努める。具体的には、調査結果を踏まえ、生活、学習、心理的状态において困難を抱える子どもに対する指導計画を個々の学校において策定する。また教育委員会は、調査結果と個々の学校の指導計画をふまえ、人員配置を含む適切な学校支援方策を推進する。

成果を挙げている学校の実践を共有し、すべての子どもの基礎学力を保障する効果のある学校づくりをめざす。

1.1.4 学校としてのチーム力の向上

学校としてのチーム力を高める管理職・教職員のリーダーシップとマネジメント能力を高め、現在および将来の学校をリードする人材を育成する。

より効果的なマネジメントを可能とするため、予算や人事に対する学校の権限を強化する方向で検討する。

1.2 0歳から18歳の育ちを支える一体的な学校教育環境づくり

【現状】

0 - 18歳の子どもの育ちに関わる教育関連機関は、幼稚園（教育委員会）と保育所（市長部局）というように行政権限が異なっていたり、中学まで（市町村教委）と高校（都道府県教委）あるいは学校（学校教育）と図書館（社会教育）というように所管が異なっている。こうした専門化は、時としてそれぞれの立場の間で摩擦を生んだり、互いに互いのことを知らずに施策推進や教育実践を行うために同じことを繰り返す、あるいは、その逆に欠落を生む場合があり、学習の主体である子ども自身が不利益を被ることとなる。

他方、幼・小・中・高校はそれぞれ発達段階に応じた学校とされており、後の段階の学

校は前段階の学校の成果があって成立するものであるが、その点で校種間の摩擦や断絶が生じやすい。各中学校区を単位とした様々な取り組みや小学校及び中学校における教育研究組織等を積極的に活用するなど校種間の連続性を高めるとともに、近隣の高校との連携を推進する必要がある。

一方、同和・人権教育(保育)を全市的に充実、推進していくという点においては、これまで泉南市人権教育研究協議会及び泉南市在日外国人教育研究協議会等において、保育所も含め幼・小・中がともに指導・実践方法や課題研究に向けて取り組んできた実績を持っている。しかし、市内になお残る差別事象の解消やより豊かな人権感覚を持った子どもたちの育成をめざし、人権基礎教育の視点や各校園所における子どもたちの課題及び実態を踏まえ、一層、保・幼・小・中の発達課題を踏まえた研究活動の充実に努めなければならない。

【具体的課題】

1.2.1 学力保障のための校種間連携

校区を共有する校種間では、それぞれの学校における学力実態を相互にオープンにし、その実態に対してそれぞれが果たすべき役割や責任について恒常的に対話をすすめる。同時に学力実態と生活実態の関連や人権教育の進め方などについても教職員の意見交流を進める。

高校からの出前授業など、高校教育との接続性を高める活動を進める。

校種間連携に関する研究委嘱制度を立ち上げる。

1.2.2 すこやかネットを活用した子どもの包括的な理解の促進

子どもの学力や生活など多様な面に関わる市民がすでにすこやかネットに組織化されている。学校はすこやかネットにおいて積極的な役割を果たし、情報を提供することによって、地域における子どもの包括的な理解を促進し、学校に対する信頼を高める。市内のすこやかネットの活動の成果を相互に交流し、その成果を有効活用する。

学校での児童・生徒の学力や生活の様子を学校からすこやかネットに対して報告し、家庭・地域として行うべき課題を提案する。

1.2.3 幼少期からのキャリア教育の充実と地域連携

子どもたちの、日常の様々な生活の中で「認められる」「思いを受けとめられる」「社会的役割を担う」などの経験を大切にする教育を推進する。

子どもたちが自尊感情を高め、自己表現を豊かにするための学習環境の充実に努める。人権基礎教育の視点を踏まえ、保・幼・小・中・高において、発達段階に応じ、社会貢献や役割分担などを学ぶ機会を充実させる。また、体験学習を通し、職業や進路について考える機会の確保に努める。

保・幼・小・中・高及び地域社会が子どもたちの進路選択や望ましい職業観の育成について連携する組織を整備する。

地域社会の側も子どもが地域社会の意志決定や様々な活動に主体的に参画できる「子ども参画社会」をめざすべきであり、学校や教育委員会は地域と連携してその実現に努力する。

1.2.4 15 - 18サポートの構築

中学を卒業し地域で生活をする15 - 18歳の子どもたちの支援を構築する。

経済的な理由で進学を断念する子どもたちが生じないように、また、生涯に渡り学ぶ機会を確保するために奨学金制度の充実及びその周知のための広報に努める。加えて、進路選択支援事業についてもその周知を図る。

社会教育やNPO/NGOにおいて15 - 18層をターゲットとした事業が実施されたり、ボランティアが募集されたりしているが、中学卒業生とこれらの事業やボランティア活動との接続性を高める。

泉南市人権協会など中学校を卒業した若者が気軽に相談できたり、地域での人間関係づくりを進める支援の窓口の充実やさらなる支援のシステムの整備をめざす。また、同協会で開催されている総合相談事業をはじめ、行政の関連窓口で行われている相談事業の成果や課題を総合的に分析し、サポートの向上に努める。

1.2.5 学校図書館改革の推進

学校図書館と市民図書館の蔵書の一体的な管理を進め、学校図書館の市民開放を行いながら、学校図書館としてのハード・ソフト面の充実をはかる。同時に学校教育において、市立図書館の積極的活用を図り、市民の知的資源としての図書館事業の充実を図る。

学校図書館が学校教育活動と市民の生涯学習の双方においてその役割を果たし、学社融合を促進する。

すべての学校への司書配置をめざす。

1.3 時代の変化にのまれない豊かな人間性と社会性の育成

【現状】

戦争や紛争、地球温暖化や廃棄物問題、人種や民族に基づく排除、差別、迫害など、人類社会は様々な危機に直面している。こうした人権、平和、環境の問題は、グローバル化が進展するなかでますます複雑となり、国や地域、人種や民族などの属性を超えた相互の理解を求めるようになってきている。その一方で激しい経済競争は、その渦中に置かれている個人を利己的な判断に陥れ、人権、平和、環境を損なう事態をもたらすことがある。個人としての生き方はもとより、企業の社会的責任や国家としての国際社会における判断を

主体的に担っていく人材を育成することは、人類に共通の課題となっている。

一方、泉南市においては、長年にわたって同和・人権教育、平和・環境教育に取り組んできたものの、その現状には依然として多くの課題を抱えていると言わざるを得ない。

特に同和教育・人権教育に関して、従来の指導は地域住民をはじめ外部の人材との連携が乏しく、教員の限られた知識や経験の中で授業づくりを進めてきたため「差別はいけない」という一般理念を教える知識中心の指導となりがちで、経験を通じた理解や人との出会い・交流による人間関係づくりなどが方法として位置付いて来なかった。さらに、2002年の特別措置法の失効後は、人権教育一般へと焦点があいまいになり各学校園の人権教育推進計画における「部落問題学習」の位置付けや人権教育副読本「にんげん」を使用した授業実践の認識が薄まる傾向が見られたことは否めない。今般の差別事象の生起について、これらの同和教育・人権教育のあり方について、抜本的な改善が要求されている。部落問題をはじめとする差別の実態に関する教育の強化、差別をなくすための行動を促す経験的学習の導入、同和問題をはじめとする被差別の当事者との関係性を深める学習機会の拡充、教職員の人権感覚向上のための研修のあり方、人権教育に関する研究組織や研究内容の充実、保護者や地域社会との連携等、その内容や方法、効果について課題を分析し、新たな手法を加えるなど見直しが必要である。

また、様々な理由で社会参加が困難な状況におかれている人々が社会に参加できるように社会を変えていくインクルージョン教育にもしっかりと取り組んでいかねばならない。現状では障害のある児童・生徒が安心して通える学校になっていない。他方、児童・生徒の間の暴力や教員に対する暴力なども見られ、こうした暴力の存在もまた安心して学べる環境を損なう大きな要因となっている。

さらに最近ではインターネットの普及に見られるIT化の急激な進行にともない、ITを使いこなす知識やスキルを育成する必要性が生じてきたが、その一方でインターネットのデマに踊らされたり、犯罪や詐欺などに巻き込まれたり、インターネットによって暴力性や攻撃性が刺激されるなどの問題も多くなり、これらの弊害から子どもを守るための教育も必要となっている。

これらの人間的価値観に関する教育は、市民生活と密接に関わるものであり、また、まちづくりの理念と合致すべきものである。学校における人権、平和、環境に関する教育は、市民・行政によるまちづくりの課題と一体的に進められなければならない。特に今般の部落差別事象に関し、同和地区に対する差別や偏見、忌避意識は長年にわたってその克服の必要性が指摘されてきたことであるが、同和・人権行政及び教育行政双方においてこうした人権尊重の社会の実現に向けたまちづくりの課題が有機的に連携していなかったことも弱点の一つであった。学校における人権教育をはじめとする価値観に関する教育は、広く世界に目を向けると同時に、日常生活の課題との接点を明確にすることによってより説得力を増し、また、住民・保護者の参加を促進するものとなろう。

教育委員会はこれまでに人権教育基本方針と人権教育推進プランを策定し、これを基に

各校園において人権教育の推進をしてきたが、上記の課題を鑑みてその抜本的な見直しが必要となろう。従来は「施策」レベルで検討してきた人権教育を、教育委員会のポリシーとして明確に位置付けるためにも「人権教育基本政策」が必要であろう。また、市長部局におけるまちづくり及び人権施策との一体性を確保するために調整が必要であり、この際、市長部局を含めた人権政策基本方針およびその推進体制の抜本的見直しも要望されたい。なお、市長部局における基本方針、教育委員会における人権教育基本政策の作成にあたっては、今般の差別事象、並びに本市人権条例の制定趣旨を十分に踏まえるとともに、既存の基本方針、推進体制、企画調整組織の総括など全庁的なコンセンサスを図ることが肝要である。

【具体的課題】

1.3.1 人権、平和、環境を守る市民の育成

学校における仲間づくりや集団づくりを通じて豊かな人間関係を築き、協調と協働による社会づくりの基礎的な態度を育成することを、学級経営、学校経営の基盤とする。基礎学力を保障し、一人ひとりの個性を引き出すことを通じて、しっかりとした自己像を形成し、自己および他者の人間としての尊厳を尊重することのできる人間を育成する。このプロセスは学校教育のすべての活動において反映されなければならない。

子どもの暴力をなくすために、学校・地域・家庭のそれぞれの努力と連携によってすべての子どもの家庭生活における安定をはかり、暴力にうったえない自己抑制の力と、攻撃的ではないかたちでしっかりと自分の主張を相手に伝えることができるアサーティブネス、他者を尊重し周囲に対する責任ある態度をあらゆる機会を通じて育成する。教科・領域の学習においても、あらゆる学習の機会を通し、人権教育の充実に努める。特に、総合学習の中に人権総合学習を位置付け、その実践を高める工夫に努めるとともに道徳教育の充実に努め、心豊かな子どもたちの育成を図る。教職員はそのための自己啓発や研鑽に努め、人権教育についての科学的認識の向上に努めるとともに、人権及び人権問題を理解するための学習を体系的に展開できるよう指導方法や教材研究の充実に努める。

地域を学ぶ教材づくりに努め、さまざまな立場で活躍する人や豊かな社会づくりに取り組む人々との出会いの確保に努める。

地域社会における人権侵害を防止し、市民相互の信頼関係を促進するための知識・スキル・態度の育成に学校が積極的役割を果たす。

国際社会における平和の構築のための知識と態度を育成する平和教育カリキュラムの開発。

自らが生活する環境との関わりを通じて地球環境を保護する態度を育成する環境教育カリキュラムの開発。

1.3.2 グローバル化の中で主体的に生きる市民の育成

様々な体験活動を通し、豊かな出会いの確保に努める。

日本、大阪、泉南さらには自ら生活する地域など自分が属する文化のすばらしさを継承し、問題点を認識し、多様な文化が会おう環境において自らの持つ文化を活かすことができるスキルや態度を育成するカリキュラムの開発。

地域社会における文化や国籍の多様性を理解し、文化の違いを乗り越えて対話を促進するスキルを育成するための国際交流の機会やカリキュラムを開発する。

小学校における英語教育を推進する。

社会になお残る封建的な男女の社会的な位置付けや偏見の解消に努め、男女共同参画社会の推進をめざす。

障害者や高齢者との豊かな交流や協働に結びつく活動を推進する。

1.3.3 情報化に対応した能力の育成

情報の高速化、大量化、無秩序化の現象に振り回されず、情報を主体的に取捨選択し、発信できる能力を育成する。

デマ、犯罪、詐欺、暴力や攻撃性の喚起などインターネットの危険から自分を守るための知識を重視する情報教育を推進するとともに、他者に対する誹謗中傷などを行わないなど、ネット・エチケットを育成する。

インターネット等の電子媒体による情報だけでなく、根拠のないデマや他者への誹謗中傷、差別発言や落書きなどを見抜く力を育成するとともに、それらを見過ごさず、指摘する力を育成する。

1.3.4 人権教育の改善

今般の差別事象を踏まえ、泉南市における部落差別の解消を目標として、発達課題に応じた部落問題に関する正しい知識について教えること。また他の人権問題についても日常生活における実態から出発し、その解決をめざすことを目標とする具体性のある教育内容を構築すること。

正しい知識や、一般的理念のみでは行動や態度の発展を得ることは難しいことを踏まえ、また、差別意識が被差別の当事者との豊かな出会いやつながりによって解消されるという実証的研究成果を踏まえ、学習者の経験と人間関係を深めるプロセスを重視する人権教育カリキュラムの開発を、総合的な学習などを有効に活用してめざすこと。

教職員の限られた経験や知識のみに頼らず、人権に関して造詣や経験の深い市民、NPO、研究団体、有識者など外部の人材、団体を有効に活用して人権教育を推進すること。泉南市人権教育研究協議会および泉南市在日外国人教育研究協議会等における同和教育・人権教育についての指導・実践方法などについてのこれまでの研究成果を積極的に活用し、なお残る差別事象の解消やより豊かな人権感覚を持った子どもたちの育成をめ

ざし、研究活動の充実に努める。とりわけ、部落問題学習については、すべての校園所において取り組むべきものであり、さらなる充実に向けて、教材作成や指導方法などの研究を目的としたプロジェクトを設置する。

教育委員会は、上記の課題を達成するために各学校が必要な支援を有効に行うとともに、新しい人権教育の発展をめざし、研修・研究事業の再構築を推進すること。

上記の課題を網羅し、かつ、泉南市及び大阪府による人権意識調査の結果を踏まえ、従来の人権教育基本方針および推進プランを抜本的に見直し、あらたに人権教育基本政策を策定すること。その際、具体的な人権問題解決のための戦略及び方法論について市長部局との調整をはかり、全庁的、全市的な人権政策のもとに教育委員会の施策が位置付けられるようにすること。

1.3.5 学校における豊かな人間関係づくり・集団づくりの充実

地域社会における人間関係、特に遊びを中心にした子どもたちの関係が希薄化する中で学校教育における人間関係づくり・集団づくりを大切にし、教育方針等に明確に位置付ける。

子どもと子どもの人間関係および、教職員と子どもとの人間関係が人権に基づく人間関係のモデルとして機能するよう、人権教育と一体的な学校、学年、学級における集団づくりや教職員と子どもの人間関係づくり、また教職員集団づくりの定着と質的向上をめざす。

外部の専門機関、研究団体、NPO、専門家、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーなどを活用し、人間関係づくりに関する教職員の研修、研究と実践開発の機会を充実させる。

1.4 健康な生活を維持できる能力の育成と環境づくり

【現状】

子どもたちの基本的な生活習慣は、24時間なんでも手に入る生活の利便性の中でかえって乱れる傾向にあり、これが子どもたちの健康な生活を脅かす最大の問題となっている。その結果として、遅い就寝時間や睡眠時間の不足、不規則かつ偏った食生活などは、遅刻・欠席の増加や学習意欲や学力の低下にも結びついている。

遅刻・欠席が増え、また宿題をやらず学校の準備もせず、家庭学習が成立しない事態の進行は、子どもの低学力化とも結びついている。

学校ではこうした状況を改善するために、教職員が毎朝、校門や教室で子どもを出迎えたり、子どもの一日の円滑なスタートを図るため、「朝あそび」活動や「朝の読書」活動などの実践が行われている。また、子どもの不規則な生活は、保護者の生活実態や就労実態に起因する場合も多い。そこで、子どもたちの状況を伝え、改善を図るために家庭訪問を繰り返し、協力を求める活動に努めている。今後は栄養教諭制度を活用し、学校における

栄養教育や家庭との食育や健康、基本的な生活習慣の確立に関する協働が進められなければならない。

なお、子どもの家庭における健康の問題のもっとも深刻なケースとして、ネグレクト（養育放棄）や児童虐待の問題もある。泉南市には児童虐待防止ネットワーク「あゆみネット」があるが、こうした活動と学校が連携して子どもを守る活動が促進されなければならない。

他方、たばこなどの有害なものから子どもを守るためのとりくみが必要との声も多い。今、学校では受動喫煙を防止するため、完全分煙が実施されているが、さらに子どもたちの喫煙防止教育との連携で完全禁煙の取り組みが求められている。

【具体的課題】

1.4.1 基本的な生活習慣の確立

教育委員会として家庭における基本的な生活習慣の確立に関する啓発活動を積極的に展開する。

P T A、すこやかネットなど、学校と地域・家庭が連携するあらゆる機会において、家庭における生活習慣の確立を促す事業、活動、キャンペーンを展開するとともに行政の各組織や関係機関においても相互の連携に努める。

保護者や子どもたちに対し、食育の重要性についての啓発を促進し、規則正しくバランスの取れた食生活を推進する。

学校では子どもたちの生活背景を十分に踏まえた上で、子どもたちの生活実態や生活課題、健康状況を把握し、保護者と連絡を取りながら、遅刻・欠席を減らし、学習意欲を高める効果的な取り組みに努める。

学校および家庭における子どもたちの生活を支援するため、必要な施策およびスクールソーシャルワーカー、家庭教育相談員、あゆみネットなどの人材の活用を図る。

1.4.2 自立・自律能力の育成

時間や空間の認識、整理能力など、自立して自らの生活を律することにつながる能力育成の方法を研究・開発する。

1.4.3 子どもの登校意欲・学習意欲を高める工夫

子どもが学校において、楽しく学ぶことができる集団づくり、子ども同士の豊かな人間関係の構築に努める。

保護者（家庭）と連携を図りながら、子どもたちが元気に登校できるよう、起床や朝食の摂取など規則正しい生活習慣が確立できる環境づくりに努める。

1.4.4 たばこの害から子どもを守る体制の整備

平成15年「健康増進法」が施行され、受動喫煙を防止するために、公共施設をはじめ

め、多くの人々が利用する施設において、施設の管理者は分煙、禁煙の措置を講ずるよう努めなければならない。子どもたちをたばこの害から守るために、「健康増進法」及び「WHOたばこ規制枠組条約」の趣旨を子どもだけでなく広く市民に周知し、公共施設をはじめとする様々な施設での禁煙化に向けて協力を求める。

学校などの教育施設においても、教職員、保護者、地域社会の協力を得て禁煙化を促進するとともに、学校での喫煙防止教育の充実を図る。

1.4.5 食育

食育推進のためのカリキュラムや教材の開発。

栄養教諭制度を活用した食育の充実。

望ましい食習慣や食を通じた豊かな人間性・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るための市民啓発。

2. 開かれた学校づくり

【現状】

開かれた学校の段階を、1)施設開放、2)家庭・地域・市民との協働、3)学社融合、4)まちづくりと学校づくりの一体化の4段階で捉えて泉南市の現状を評価すると、以下の通りである。

施設開放の側面では「泉南市立学校建物及び設備使用条例」が制定され、教室等の施設設備の開放が条例によって可能とされているものの、現状では校庭を開放している程度にとどまり、条例の趣旨が十分生かされていない。

家庭・地域・市民との協働の側面では、職業体験学習、総合的な学習、課外活動において保護者や地域住民、外部の人材の活用が実施されてはいるが、双方向の協働と言う点では十分にその意図が果たされているとは言えない。また、学校外の人から学校運営について意見をもらう「学校協議会」および家庭・地域・学校の三者連携を目的とする組織の活動については、ようやく一部たちあがったばかりであり、今後、積極的な推進が望まれる。

一方、子どもたちの登下校及び学校における安全確保の点では、近年子どもたちをめぐる犯罪が多発している状況を受け、「子ども安全パトロール員」など地域で子どもの安全を見守るボランティア活動などに保護者や住民が積極的に参加する姿も見られるようになった。

学社融合については、PTAや市民活動による学校を活用したイベントや青少年教育事業が一部の校区で実施されている。しかし、相互の活動や施策の連携が不十分であったり、恒常的な生涯学習活動のために学校を活用するには至っていない。

まちづくりと学校づくりの一体化の側面では、学校のクラブ活動がまちの誇りとなった

り総合的な学習などを通じ、地域で生活する障害者や高齢者との交流を積極的に図るなど、部分的にはあるが成果も見られはじめています。また、地産地消の観点から、地域でとれる食材を積極的に学校給食のメニューに取り入れたり、給食だよりで食材の紹介や生産者の声などを載せたりして、食を通して地域の人とつながるような工夫がなされています。今後、学校自身が学校内外の子どもたちの活動について地域に積極的に情報を提供し、地域の理解と支援を得られるよう努めるとともに、学校における教育活動が人と人との豊かなつながりを広げる核となり、まちづくりに貢献できるような視点を持つことが望まれる。一方、教育行政にはすべての大人が次世代を育成する社会的責務があることを自覚し、大人と子どもの対話をより活性化するための政策の展開が求められている。

総じて言えば、泉南市における開かれた学校づくりは、学校教育行政側の主体的な学校開放のポリシーが欠落しており、これを積極的に推進しようとする一部の熱心な市民の活動に支えられているのが現状である。

このような学校開放ポリシーの欠落、さらには、学校教育行政、学校運営とまちづくりとの協働に関するポリシーの欠落は、今般の校区再編問題に関わる差別事象の発生の背景的要因ともなっている。同和地区に対する差別・偏見の壁を取り除くというまちづくりの課題を、学校における人権教育と市民・行政によるまちづくりの活動や施策との連携によって進めるための方策を持つことや、同和地区の保護者、住民の声を傾聴・共有するという、当事者を主体とする人権教育の基礎は、学校とその外部との協働関係の構築という、学校開放の施策と密接に関わるものである。人権教育の発展にとって、学校開放は重要な位置を占めている。

開かれた学校づくりにとってもう一点重要なこととして、学校や家庭、地域において子どもたちが虐待、暴力、いじめ、差別等の人権侵害を受けたとしても、子ども自身がどう対処してよいのかわからず、多くが泣き寝入りになってしまうことである。こうした事態に対応する制度として、子どもの人権侵害に関する被害の申し立てを受け付け、相談の機会を提供する「子どもオンブズマン」がある。子どもオンブズマンは兵庫県川西市など限られた自治体においてしか導入されていないが、泉南市においても「泉南市・子どもの権利条例(仮称)」の制定も含め、検討すべき制度と考える。

他方、学校開放については子どもの安全性確保の観点から保護者の不安もあり、社会状況の悪化が学校開放にとって大きな壁となっている。しかし学校から市民を遠ざけることは地域における学校の孤立を招き、かえって子どもの安全を脅かす。子どもの安全と学校開放の両立、あるいは学校開放を有効に活用した新しい学校セキュリティの開発が求められている。

【具体的課題】

2.1 教育コミュニティの育成と発展

P T A、地域教育協議会、学校協議会などの連携組織の関係を整理し、教育に関わって

いるあるいは関心のある市民が互いに連携しあえる環境を学校が核となってつくる
ことができるよう、より機能的な体制をつくる。(教育ネットワークのシステム整備)

子育て中の市民を支える人間の輪をつくるために学校としての子育て支援促進活動を
たちあげる。(子育て支援のために行動する学校)

次世代の育成に関心を持ち、参加する市民を増やすために学校としての教育参加促進
活動をたちあげるとともに就学前教育機関をはじめとする関連機関との連携を深め
る。(市民の教育参加を呼びかける学校)

子どもと保護者、保護者と保護者、保護者と地域をつなぐ取り組みの充実に努める。(人
と人をつなぐ核となる学校)

子どもが地域社会の意志決定や様々な活動に主体として参画する「子ども参画社会」
の実現に向けて、学校、保護者、市民が協働して取り組む。(子ども参画社会をめざす
学校)

2.2 学校の閉鎖性の克服

学校建物・施設使用条例の運用を促進したり、より積極的な条例への改善を行う。(学
校開放のための条例整備)

学校教育と社会教育、市長部局との間にあるソフト・ハード両面における縦割りを克
服するため、教育委員会として学社融合促進の計画を持つこと。(学校開放のための教
育行政)

保護者・市民がより積極的に学校教育活動に参加できるようにするため、学校として
の学校開放施策を明確化する。(学校としての開放施策)

NPO/NGOなど市民活動とのパートナーシップを促進するため、学校と外部団体や
市民との協働のためのルールをつくり、外部への呼びかけや事業委託などに関する施策
をたちあげる。(パートナーシップ促進計画)

2.3 子どもの安全と両立する学校開放

閉鎖的な雰囲気をつくらぬよう工夫のある学校セキュリティシステムの強化。(笑顔
のセキュリティ向上)

安全パトロール隊など、学校セキュリティに対する市民の関心と参加を促す。(市民参
加型学校セキュリティ)

市民活動が学校内で頻繁かつ恒常的に行われることによって、学校を見守る人の目を
増やす。(人間関係によるセキュリティ効果)

あいさつなど子どもへの日常的な声かけや、課業日の子どもの登下校・休業日の子ど
もの遊びなどを見守る社会的環境の醸成。

子どもにとって安全で安心な学校開放のためには、適正な通学距離と通学上の安全の
確保も重要な課題であり、その確保のために適正な措置がとられなければならない。

2.4 人権が尊重されたまちづくりと学校づくりの協働

地域の文化や特徴、校区の住民が行う様々な活動を活かした教育内容づくり。(地域の個性と活力を学校に)

保護者や校区住民による教育内容づくりの促進。(市民による市民のための学校教育) 学校教育の個性と成果を高めることによって、学校がまちづくりの資源となる。(まちづくりの一翼を担う学校)

防災拠点としての学校の位置づけと、防災教育を通じた地域・学校間の連携。

2001年大阪府同和対策審議会答申にあるように、部落差別はすべての人々の基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区と周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消し得るものである。そのためには、校園所が人権教育の取り組みを通じ、地域社会との協働関係を構築し、当事者との連携・協働の活動の展開、内外交流の機会や活動の創出、まちづくり活動との連携など多様な取り組みを進めることが必要である。また、この取り組みの充実・発展を図るには、教育委員会・市長部局において、同和地区内外の交流を促進するための諸条件の整備に係る明確な方針・政策・計画の策定が望まれる。

児童虐待、ネグレクト(養育放棄)を防止するために、家庭との対話と連携を深め、あゆみネットなどの人材を活用した取り組みをすすめる。

子どもの人権を尊重するために、家庭、学校、地域において子どもたちが受ける人権侵害について、子ども自身が直接に被害を申し立て、相談を受けることができる制度の導入を検討する。

2.5 地域の特色を活かす学校づくり

地域の文化、歴史、産業や市民活動など、地域の特色を学校づくりに有効に活用する。総合的な学習をはじめ、学校の教育内容において、地域の特色を活かす工夫を行う。給食における地産地消の取り組みなど、地域における市民活動の活性化につながる学校の取り組みを工夫する。

3. 学校規模の適正化と施設設備の整備について

3.1 学校規模の適正化について

【学校規模の適否の状況】

泉南市においては人口変動やその他の理由で過去に小中学校の増設や校区の再編を実施

してきたが、近年の急速な少子化や、市内の宅地開発の粗密の差異によって校区ごとの児童・生徒の人数に不均衡が生じている。これらの不均衡がどの程度のものであり、それが将来において泉南市の教育に及ぼす影響を診断し、不均衡是正の是非と、是正するのであればその具体的方策の検討が専門部会に与えられた任務であった。当審議会は市内各学校の詳細なデータを検討した結果、後述する点において是正が必要と判断した。

なお、適正な学級規模のガイドラインとして、国の現行法が『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別な事情のあるときは、この限りではない』（学校教育法施行規則第17条、中学校は第55条で準用）と述べていること、大阪府学校教育審議会答申が『小学校は少なくとも1学年各2学級（12学級）、中学校においては同様に1学年各4学級（12学級）程度の規模が望ましい』（平成10年5月21日第2分科会答申）と述べていることを参考として、以下のように学校規模の適正基準を設定した。（いずれも1学級定員40人を基準とする。）

【適正化の対象認定】

大規模校の是正

人口増による大規模校化は、教室の不足、特別教室の不足や利用頻度の低下、校庭の過密など教育活動の適切な運営に大きな支障をもたらし、児童・生徒の健全な発達および個性と学力の伸長にとって妨げとなる。また学校規模の増大は互いに顔や名前も知らないという事態をふやし、人間関係の希薄化を生み、暖かい人間関係の中で教育を行うことが困難となる。過度の大規模化は一刻も早く改善されるべき問題である。泉南市においては、普通学級が25学級を越える学校については速やかに適正化の措置を講じることとし、19学級以上24学級以下の学校については総合的な政策により18学級以下にすることをめざす。

この基準に照らした場合、泉南市においては現状で樽井小学校が27学級、信達小学校が24学級となっており、今後も児童数の増加が見込まれる。特に樽井小学校は、平成18年には児童数は950人を超え、学級数は26～27となる見通しとなっている。両校についてはただちに是正が必要である。

小規模校の是正

少子化の急激な進行により、泉南市においても著しく学級数の減少が進行する学校がいくつか生じている。学校の小規模化は、地域との密着や家族的な雰囲気の中で、子ども一人あたりに対する教員数ほかの資源においてゆとりが生じるなど、当該校においてメリットをもたらしてきた側面もある。ただしそのメリットは、子ども一人当たりの公費支出が小規模校では他校よりも相当に大きくなり、その面での不均衡を拡大させることにも注意が必要である。

しかしその一方で、クラス替えができないことによる人間関係の固定化によって、い

じめなどの人間関係の問題に対応しにくい構造を生み出し、クラス活動やクラブ活動などの集団活動が困難となり、選択肢が限られるなどのデメリットも大きい。特に近年では、小集団指導や選択科目など、教科・領域に応じた柔軟な集団編成によって一人ひとりの個性と学力を最大限に伸ばす教育方法が注目されているが、小規模校での実施はたいへん困難である。また、担任数の減少によって教員一人当たりの学校業務負担が大きくなり、場合によっては十分な対応ができない事態が生じることとなる。

泉南市においては、6学級未満の学校については速やかに是正措置をとることとし、6学級以上11学級以下の学校については総合的な政策により12学級以上にすることをめざす。

この基準に照らした場合、東小学校はすでに児童数50名、5学級となっており、この後の人口減少によって学級数減少はさらに進むと予想され、早急な是正が必要である。

なお、鳴滝第一小学校は現状で6学級であり、今後も6学級で推移することが予想されているが、現在のところ児童数増の見込みはない。同様に、雄信小学校、新家東小学校も将来にわたって12学級を確保できる見通しにはない。これらの学校については今後の児童数の増大に向けて政策的努力が必要である。鳴滝第二小学校は現状で8学級であり、平成21年には12学級を確保できることが予想されているが、今後の児童数の増減に注視が必要である。

また、西信達小学校、西信達中学校は現状各学年2学級で、将来の人口減少によって単学級となる学年が出現する可能性がある。複数学級の安定的な確保のための条件づくりが望まれる。

適正な通学距離と通学上の安全の確保

学校規模が不適正である状況は教育の質に直接に影響することであり、教育政策としては優先的な課題である。しかしこれを適正化にあたって、通学距離が著しく長くなる、あるいは通学上の安全に問題が生じる場合は、適正な通学距離と通学上の安全な確保のために、適切な対応策がとられなければならない。通学バスの整備や、市長部局と連携してコミュニティバスを通学目的に活用するなどのことを具体的に検討すべきである。

【学校規模適正化のための原則】

教育理念を尊重し、財政とのバランスがとれた適正化

適正化にあたっては、本教育問題審議会において確認された教育理念がより促進される方向で方法を選択する必要がある。また、市の財政が全般的に悪化している中では財政に対して負荷の小さい方法を選択する必要がある。また、今後の退職者数の増大による退職金・年金支払いのために教育財政はこの先少なくとも10年程度は基礎的な支出が拡大せざるを得ない趨勢にあり、こうした中・長期的な財政動向と調和する方法の選択

も求められる。

将来における適正化措置を見通した方法の選択

将来の人口変動や社会状況の変化によって、学校規模の適正化は将来においても実施されざるを得ない性質を持っている。加えて、現在の適正化措置が中長期的な人口変動予測に基づいて行われたとしても、社会状況の変化によって結果が異なることもあり、これもまた将来において適正化の必要を生じさせることとなろう。

したがって、現段階の適正化が将来における適正化を著しく困難にさせることがないよう配慮することがのぞましく、できるならば将来における適正化を容易にする方策をとることが望ましい。本市においては、これまでの学校増設や校区再編において「飛び地」や「調整区」が設けられており、「柔軟な対応」の名のもとに設定されてきたこれらの措置が、結果としては不自然で調整の困難な事態をもたらすと同時に、校区編成の原則そのものをあいまいにし、現在の適正化にとって大きな壁となっている。今回の適正化にあたっては、将来に対して同じ問題を残さないよう、できうる限り「飛び地」や「調整区」を廃止し、また新たに設置しないものとする。

子どもの最善の利益を優先する適正化

学校規模の適正化の方策は、校区の再編など伝統的な地域事情との齟齬や、様々な人々の利害を生じさせることとなり、その調整にあたって意見の相違は避けることができない。本答申は大人の事情や利害ではなく、子どもの教育上の最善の利益に立とうとするものである。わが国が批准している「子どもの権利条約（児童の権利条約）」は、公的であれ私的であれ、子どもに関するいかなる活動も子どもの最善の利益に基づいて行われなければならないと定めている（第三条）。本答申を受けた協議の場においても、それがいかなる形態であれ、またそこに関与する者の立場や資格に関わりなく、すべての人間がこの原則に基づいて行動しなければならない。

人権を尊重する適正化

泉南市においては被差別部落に対する差別観念が歴史的に存在してきたことは事実であり、市民人権意識調査の結果からもそれが完全に払拭できているとは言えない状況にある。このような部落差別などの差別や偏見が、適正化の方策の選択にあたって影響することがないように、行政、学校、市民の人権尊重の自覚と行動を切望する。残念ながら、本答申の中間報告において上記の人権尊重の精神がすでに盛り込まれていたにもかかわらず、中間報告の内容に対して、部落差別意識に基づく反対意見が市民から寄せられた。このような市民意識の現状は、むしろ学校規模適正化などの施策推進にあたっては部落差別をはじめとする差別意識の解消を視野に入れておくことが極めて重要であることをあらためて問うものであった。今後の施策推進にあたって特段の配慮がなされなければ

ならない。またこのような問題は、障害者や高齢者などの施設に対する住民の差別的な反対意見、いわゆる「施設コンフリクト」など、他の多くの人権問題とも相通じる問題であり、市民・行政の人権問題に対する一層の理解と、問題解決への積極的な行動を期待したい。

中学校区の教育コミュニティづくりを基盤とする適正化

すでに「開かれた学校づくり」の理念として検討してきたように、地域住民・保護者・学校が連携して、地域と一体的な学校づくりを推進するためには、校区における関係者のネットワークや、校区を超えた協働による教育コミュニティづくりが必要である。本審議会は、中学校が市の教育委員会が管轄する最後の学校教育段階であり、同時に義務教育の最終段階であって、中学校を卒業して巣立っていく子どもたちの学力および個性に焦点をあてる必要から、中学校を核とする教育コミュニティを構想している。適正化にあたっては、中学校区の一体性を念頭においた措置を優先する。

【学校規模適正化の具体的課題】

上記の適正化の原則をふまえ、審議会は、多くの時間を費やして学校規模適正化の具体的方策を検討してきた。残念ながら、当審議会の中間報告において示した具体案に対して一部住民から反対意見が出され、それをきっかけとして、これに関わる部落差別事象が発生したために、住民の意見を聞き、調整する時間的余裕を失う結果となった。その調整は、平成18年度にあらためて教育問題審議会を設置して議論される予定である。平成18年度審議会における学校規模適正化の具体案の議論は、今般生起した部落差別事象をふまえ、本答申における以下の【方策】を基本として、詳細の調整を行うものとする。なお、【方策】に続いて、当審議会の中間報告に示した【具体案】を付記する。この【具体案】に対しては、一部住民から反対意見が述べられ、また部落差別意識を含む発言が出された経緯があり、この【具体案】は平成18年度審議会における議論を拘束するものではない。しかしこれらの案の作成にあたっては、人口動態や通学距離等のバランスを考慮して検討しており、平成18年度審議会においても参考にさせていただければ幸いである。

樽井小学校の過大解消にむけて

【方策】

- 1) 隣接する鳴滝第一小学校、鳴滝第二小学校、雄信小学校との間で校区を再編する。

【具体案】

- 1) 男里5丁目、6丁目、7丁目の調整区を廃止し、樽井小学校区とする。
- 2) 市道信達樽井線およびその海岸までの延長を校区の境界とし、それより東側は鳴滝第一小学校、鳴滝第二小学校区とする。
- 3) 府道堺阪南線より山側（樽井2丁目、3丁目、馬場1丁目、2丁目）を雄信小学校

区とする。

信達小学校の過大解消に向けて

【方策】

- 1) 隣接する鳴滝第二小学校、東小学校、一丘小学校との間で校区を再編する。
- 2) 通学距離が著しく長くなる再編に関しては、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。

【具体案】

- 1) 国道 26 号線より海側のすべてを鳴滝第二小学校区とする。
- 2) 堀河団地、佐田、西六尾を東小学校区とする。ただしこの措置は、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。
- 3) 信達大苗代を一丘小学校区とする。ただしそのうち、国道 26 号線より海側は西信達小学校区とする。

東小学校の過少解消に向けて

【方策】

- 1) 隣接する信達小学校、砂川小学校との間で校区を再編する。
- 2) 通学距離が著しく長くなる再編に関しては、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。
- 3) 特別認定校制度によって他校区からの通学を認める。受け入れの目標は短期的には複式学級の解消とし、中・長期的には単学級解消をめざす。特認校の認可の条件として、環境教育をテーマとする教育内容の思い切った特色化をはかるなど、在籍者数を増やすための明確な政策をとることとする。また、学校・保護者・地域住民・学識経験者による特認校運営審議会を常設し、地域住民や外部との協働によって児童募集および児童数拡大のための諸事業を行う。

【具体案】

- 1) 信達小学校区のうち堀河団地、佐田、西六尾を東小学校区とする。
- 2) 砂川小学校区のうち、高倉団地周辺を東小学校区とする。ただしこの措置は、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。
- 3) 特別認定校制度によって他校区からの通学を認める。受け入れの目標は短期的には複式学級の解消とし、中・長期的には単学級解消をめざす。特認校の認可の条件として、環境教育をテーマとする教育内容の思い切った特色化をはかるなど、在籍者数を増やすための明確な政策をとることとする。また、学校・保護者・地域住民・学識経験者による特認校運営審議会を常設し、地域住民や外部との協働によって児童募集および児童数拡大のための諸事業を行う。

鳴滝第一小学校の小規模是正に向けて

【方策】

- 1) 隣接する樽井小学校、西信達小学校との間で校区を再編する。

【具体案】

- 1) 市道信達樽井線およびその海岸までの延長を校区の境界とし、それより東側は鳴滝第一小学校区とする。
- 2) 将来の人口増の可能性に鑑み、西信達小学校区のうち岡田 1 丁目を鳴滝第一小学校区とする。

雄信小学校の小規模是正に向けて

【方策】

- 1) 隣接する樽井小学校、信達小学校との間で校区を再編する。
- 2) 通学距離が著しく長くなる再編に関しては、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。

【具体案】

- 1) 男里 5 丁目、6 丁目、7 丁目の調整区を廃止し、樽井小学校区とする。
- 2) 府道堺阪南線より山側（樽井 2 丁目、3 丁目、馬場 1 丁目、2 丁目）を雄信小学校区とする。
- 3) 信達小学校区のうち、朝日山団地・関空山の手台周辺を雄信小学区とする。ただし通学バスの運行、コミュニティバスの活用など、雄信小学校への通学の安全性・利便性を確保することを措置の条件とする。

新家東小学校の小規模是正に向けて

【方策】

- 1) 現在飛び地となっている地区は本来、新家小学校区とするべきであるが、新家東小学校の小規模化が進行しないようにするための一時的措置としてこれを新家東小学校区に据え置くこととする。ただし、新家東小学校の児童数が十分に確保できる見通しができた場合、ただちに新家小学校区に変更する。
- 2) 新家東小学校の小規模解消に向けては今後の校区の人口推移を見まもり、さらに少子化等による児童減が予測される事態となった場合には、隣接する新家小学校との校区再編を行う。

【具体案】

- 1) 現在飛び地となっているファミリー南大阪は本来、新家小学校区とするべきであるが、当該マンションが新家東小学校区に極めて近いという条件を考え、新家東小学校の小規模化が進行しないようにするための一時的措置としてこれを新家東小学校区に据え置くこととする。ただし、新家東小学校の児童数が十分に確保で

きる見通しができた場合、ただちに新家小学校区に変更する。

- 2) 新家東小学校の小規模解消に向けては今後の校区の人口推移を見まもり、さらに少子化等による児童減が予測される事態となった場合には、新家小校区のうち府道大阪和泉南線・市道樽井大苗代新家線より海側を新家東小学校区に編入する措置をとる。

3.2 施設設備の整備について

【現状】

泉南市の学校施設は老朽化が著しく進んでいるところもあり、財政状況の悪化によって改善が後手に回っている状況にある。また、新しい教育課題や教育方法に対応した設備の改善に十分に手が回っていない。さらにセキュリティ等の面でも対応すべき問題が残されている。限られた財政の中でこれらの課題について、明確な理念のもとに計画的な整備が求められている。

【具体的課題】

安全な学校づくりに向けた耐震本診断の早期実施

本市の学校施設設備の老朽化等の状況についてはすでに平成 12 年から 14 年度に実施された「耐震予備診断」において詳細に分析が行われ、建物のライフサイクルの視点からの改修計画の必要性が提案されており、これに基づいて早急に本診断を実施し、安全な学校づくりのために改修計画を立案することが優先されるべき課題である。

特に西信達小学校・中学校の両校は耐震予備診断において著しい劣化が報告されており、大規模改修が必要である。西信達小学校を廃止し西信達中学校に小学校を併設することによって、下記の施設設備整備の方向性を満たし、かつ、一小一中体制の校区の特徴をより活かした小中一貫の特色ある教育を実現する新しいハード整備が可能であり、可及的速やかにこれを進められたい。

持続可能な社会作りの観点からの施設・設備政策

この調査では耐震など安全性を十分に考慮した上で、これまでの使い捨て型の校舎建築思想から、地球環境にやさしい持続可能な社会の観点からの整備計画が提案されていることも重要なポイントであり、今後の施設設備の整備に関する政策は、持続可能な社会作りの観点で進められるべきである。この調査報告書の先進的な施設整備に対する視点をさらに活かすためには、学校の緑化や子ども・保護者・地域住民の参加型による学校環境づくりなどの活動につなげることも大切である。

安定した教育財政基盤をつくる施設設備配置

施設設備はいったんこれをつくると、子どもの安全を確保するために修繕等の維持管

理費や、管理業務を行う人員の人件費が生じる。したがって、将来のコストを考慮しない施設設備の整備は、将来において財政基盤を圧迫するか、あるいは資金逼迫のために管理上の問題を生じさせることとなる。長期的な教育財政の見通しのもとで、安定した教育財政基盤づくりに寄与する施設設備配置計画が求められる。

ユニバーサル化の観点からの施設設備

障害のある児童・生徒、学校を訪れる障害者や高齢者にやさしい施設設備をめざして、バリア・フリーの観点による学校施設設備の整備がこれまでも進められてきた。バリア・フリーとは、障害者や高齢者にとってバリアとなっていた健常者中心のハードウェアに対し、障害者専用の設備、エレベーターやスロープ、手すりを付加することによってバリアを下げようとする努力であった。これに加えて最近では、障害者であるかないかを問わず、すべてのひとにとって使いやすいハードウェアの開発が注目され、これを「ユニバーサル化」と呼んでいる。泉南市の学校施設設備の今後の整備は、ユニバーサル化の観点を考慮して進める。

少人数教育に対応する施設設備

今日の新しい教育方法の研究・実践は、大人数の固定的な集団による一斉教育の限界を指摘し、少人数の柔軟な集団編成により個別化・個性化教育の成果を指摘するものとなっている。こうした流れの中で国および府は少人数教育の促進のために様々な事業を展開している。しかしながら、こうした少人数教育を実践するためには、大規模固定型の設計思想整備されてきた従来の学校施設設備の変更を必要としている。

耐震予備調査でも明らかにされているが、本市では学校による余裕教室や特別室の学級数に対する割合が大きく異なっている。このことは、少人数分割授業など効果が高いとされる指導方法の導入に支障をきたす学校があるということであり、新しい教育方法を促進するためには、汎用性の高い特別室が早急に整備されなければならない。また今後の校舎の改築、修繕にあたっては少人数教育を前提とした改修計画が必要である。

新しいメディア教育に対応する施設設備

メディア機器の発展はめざましく、学校教育におけるその有効活用は、教育効果を大きく左右するものとなっているばかりでなく、そうしたメディアを有効に活用する能力の育成をめざすことも重要である。

このような新しいメディア教育に対応するための施設・設備整備の課題としては、コンピュータ教育のための特別室のほか、学校内に高速 LAN を構築することによって、場所を選ばずにコンピュータを端末とする情報の活用を可能にするとともに、テレビ・ビデオなどの映像配信も効率的に行うことが可能となろう。

セキュリティの強化

学校のセキュリティ面の整備は困難な問題であるが、本市の学校では出入り口を監視するためのカメラ設置がこれまでに進められてきており、今後もその整備が課題である。

多くの犠牲者を出した大阪教育大学附属池田小学校の調査報告書によれば、犯人はあらかじめ調査をしてセキュリティシステムをかいくぐって人目につみにくいところから進入するのであり、完璧なシステムがありえない以上、ハードに依存するセキュリティの脆さを指摘している。セキュリティは基本的には施設設備の問題ではなく、安全を確保するための包括的な政策の問題であるので、施設設備の問題に矮小化しないことが大切である。これについては別途セキュリティ問題に関する審議会などを設置し、専門家を招いて研究するなどして政策立案することが望ましく、ハード面で必要な対策はその中で引き続き議論されるべきである。

オープン・スクール

「オープン・スクール」とは、学校内外、教室内外にあって、人間の自由な動きや発想、多様な人々との交流を妨げている精神的・物理的な「壁」を撤去することを通じて、より伸びやかで活力ある教育を推進しようとする教育実践であり、日本でもこの20年の間に多くの学校がオープンスクールを教育実践や施設設備整備の観点として取り入れている。

本審議会においては「開かれた学校」をめざすことを理念として掲げているが、これもオープンスクールの典型的な方向性である。開かれた学校づくりのためには、セキュリティに十分な配慮をしながら排他的・威圧的ではない学校の出入り口の仕様や概観、地域住民が日常的に活用でき、かつ、子どもたちの活動の妨げとならない公的な空間の確保などが課題であり、今後の施設・設備整備にあたって考慮すべき観点である。

他方、学級集団に縛られない柔軟な集団編成をもとにした教育活動の展開もオープンスクールの典型的な実践であり、こうした活動を可能とするために壁のない教室や、多目的で使用するこのできるオープンスペースなどを整備する学校も増えている。泉南市においても各学校の特色ある教育づくりの動向に応じて、こうした観点での施設・設備の整備が必要である。

適正な通学距離と通学上の安全を確保するためのシステム整備

現状において電車通学を余儀なくされている児童・生徒もあり、また学校規模適正化等の措置によっては通学距離が著しく長くなる、あるいは通学上の危険が生じることもありうる。こうした事態に対応するために、通学バス等の運行やコミュニティバスの活用など、適正な通学距離と通学上の安全を確保するためのシステム整備が必要である。